

南国市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成26年1月

<背景>

平成 9 年 12 月に開催された地球温暖化防止京都会議において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。この中で、我が国については、温室効果ガスの総排出量を平成 20 年から平成 24 年までの第 1 約束期間に、平成 2 年比で 6 % 削減するとの目標が定められました。

また、平成 11 年 4 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という）が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが取り組むべき責務が明らかにされるとともに、地方公共団体に対して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）の策定を義務付けました。

このことを受け、本市では平成 13 年 2 月に「南国市地球温暖化対策実行計画」（以下「旧計画」という）を策定し、平成 13 年度から平成 17 年度を第 1 次計画期間、平成 20 年度から平成 24 年度第 2 次計画期間として、事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。第 2 次計画期間では削減目標を達成していますが、地球温暖化による異常気象等の影響は今後一層深刻となり、市の事務事業においてもさらなる取組が求められます。温暖化防止対策推進のために、第 3 次計画期間と削減目標を設定し、事務事業における対策を引き続き推進していきます。

<計画の意義>

本市の事務事業に伴う年間の温室効果ガス総排出量は、市域全体における総排出量の 0.095%（平成 19 年度比）ではありますが、市内における大規模な排出事業者の一つであるといえます。

近年、温対法や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という）などの法令等において、温室効果ガス排出量の届出やエネルギーの使用に関する合理化計画の策定など、温暖化対策や省エネルギー対策を進めるための様々な制度が整備されました。この中で、年間の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量が一定規模を超える事業者は前述した届出や計画策定等が義務付けられることとなり、本市も対象事業者として、これらの法令等への対応が必要な状況となっています。

また、平成 23 年 3 月に我が国を襲った東日本大震災は、原子力発電所をはじめとする多くの発電設備に甚大な被害をもたらし、我々は電力不足というこれまで経験したことのない深刻な事態に直面することとなりました。南海大地震の発生が懸念されるなか、本市においても、市民・事業者・行政が一体となった節電対策に取り組み、市施設についても照明や空調の使用抑制をはじめとしてさまざまな対策を実施してきたところです。

このような状況を踏まえ、本計画は、市域における温室効果ガスの削減に貢献するという役割とともに、引き続き想定される電力需給問題への対応など、本市に課されたさまざまな責務を着実に果たしていくため、より一層の率先した温暖化対策に取り組むことを目的として策定するものです。

また、当計画では環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下、「グリーン購入」という。）の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネを実践し、行政コストを削減することを目的とします。

<計画の位置付け>

本計画は、温対法第20条の3に基づき都道府県及び市町村が定めることとされている、地方公共団体実行計画の事務事業編として策定します。

また、平成22年3月に策定した「南国市エコプラン実行計画」（地域施策編）との整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に向けた具体的な対策を盛り込むこととします。

さらに、グリーン購入について方針に基づいた対策を盛り込むこととし、環境に配慮した物品の調達に取り組みます。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めることとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（抜粋）】

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社會的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

<旧計画における取組>

旧計画では、目標達成のための具体的な実行事項を設け、ガソリン使用量、軽油使用量、電気使用量等各項目に目標値を設け、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

【旧計画の概要（第2次計画期間）】

- ・計画期間：平成20年度～平成24年度
- ・基準年度：平成19年度
- ・温室効果ガス削減目標：3%削減
- ・達成率：6.6%削減（基準年度 851t-CO₂、計画期間年平均 795t-CO₂）

I. 計画の基本的事項

1. 計画期間

本計画の期間は、南国市エコプラン実行計画（地域施策編）が目標年度を平成32年としていることとの整合性を図り、平成26年度～平成32年度の7年間とします。

2. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は南国市の事務及び事業であり、庁舎及び出先機関を含めた組織や施設が対象となります。ただし、民間事業者等外部への委託等及び事務組合により実施するもの、公民館は対象としません。

主管課	対象施設
総務課	本庁舎、市民館
子育て支援課	保育所、児童館
上下水道局	上下水道局
消防本部	消防本部、北部出張所
教育委員会	育成センター、図書館
保健福祉センター	市立小中学校 保健福祉センター

3. 計画の期間

第2次計画期間の終了に伴い、旧計画の見直しを実施。平成25年度分から当計画の様式にて温室効果ガス発生に係る燃料、公用車走行量、用紙使用量等の調査を行います。平成25年度を基準年度とし、平成26年4月1日から平成33年3月31日の7年間を第3次計画期間とし削減目標の達成に努めます。

4. 対象となる温室効果ガス

ガスの種類	発生源	主な対策
二酸化炭素(CO ₂)	産業・運輸・民生での燃料燃焼に伴い排出される 温室効果ガスの9割以上を占める	エネルギー効率の向上 ライフスタイルの見直し
メタン(CH ₄)	主に稲作・家畜など農業部門や、廃棄物埋め立てから発生 自動車など	糞尿の処理方法改善 埋め立て量の削減 自動車の使用抑制
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼による排出 自動車など	高温燃焼、触媒の改良など 自動車の使用抑制

II. 計画の目標

1. 温室効果ガス総排出量の算定

平成24年度の南国市の事務事業に係る総排出量は710,001kg-CO₂
(第2次計画期間終了時)

2. 活動量削減目標

平成24年度までの初期計画期間の結果をふまえた上で、基準年度を平成25年度、計画期間を平成26年度から32年度の7年間とし、以下の削減目標を定める。

項目	削減目標	根拠
ガソリン使用量	7%削減	前計画期間で2.5%増加し非達成であった。 取組を徹底し、25年度比年1%、7年間で7%削減する。
軽油使用量	7%削減	前計画期間で大幅な増加が見られた。 取組を徹底し、25年度比年1%、7年間で7%削減する。
電気使用量	7%削減	前計画期間で7.4%の削減を達成している。序舎エアコンの使用制限や、照明の間引き等で十分な取組がなされたが、昼休みのコピー機等の電源断がなされていない課がみられた。今後さらに取り組みを徹底し、25年度比年1%、7年間で7%削減する。
用紙購入量	7%削減	前計画期間で17.7%増加した。両面コピー等の取組を徹底し、計画最終年度に7%の削減を目指す。 購入にあたっては必要性、必要量を十分に検討する。
コピー枚数	7%削減	コピー機のカウンターを利用し、コピー枚数を調査する。25年度比年1%、7年間で7%削減する。
再生紙利用率	現状維持	利用率は90～95%に達しており、今後も取り組みを継続する。

3. 環境配慮物品の調達目標

各課において、必要性及び必要量を十分に検討し、調達総量の抑制に取り組みます。当計画にてグリーン購入を推進する品目は別紙1、2のとおりとし、別紙1のとおり重要調達品目を定める。指定した品目での環境配慮製品の調達目標は100%とし、重要調達品目については、各課で購入した品目、調達日、数量等について年1回集計し、公表します。

4. 温室効果ガス削減目標

南国市エコプラン実行計画（地球温暖化対策地域施策編）における市域の温室効果ガス削減目標は、平成19年度比で平成32年度までに12%としており、様々な対策により12.41%の削減が可能とされています。

市の事務事業についても、市域の削減目標12%のうち、第2次計画期間の6.6%削減分を除いた、6%程度の削減を第3次計画期間の目標とすることが妥当ですが、市域における大規模排出者である市が率先して温暖化対策に取り組むべきであることと、エネルギー使用の合理化に関する法律において事業者に年1%の削減が求められていることから、当計画における目標は年1%、計画期間7年間で7%の削減を目標とすることとします。

平成25年度を基準として、平成32年度までに7%削減します。

III. 目標達成のための実行事項

目標達成に向け、業務に支障のない範囲で以下の項目を実行することとします。

(1) 電気使用量の削減

- ① 始業 10 分前以降の点灯
- ② 昼休みの消灯
- ③ 昼休みのプリンター、コピー機等の電源断
- ④ 退庁時のポット・パソコン・プリンター・コピー機等の電源断
- ⑤ 残業時の不要な部分の消灯
- ⑥ 冷暖房の温度を適切に管理する（冷房 28 度、暖房 20 度）
 - ・夏の軽装、冬の重ね着
 - ・不用箇所の照明間引き

(2) 自動車走行量・燃料使用量削減

エコドライブを心掛け、燃費の把握等見える化を図ることで、燃料消費の軽減に努める。

【参考】エコドライブ 10 のすすめ

- ① ふんわりアクセル「e スタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥ 汎滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

（経済産業省資源エネルギー庁：エコドライブ推進マニュアルより抜粋）

(3) 用紙使用量の削減

- ① 両面コピーを徹底する
- ② 内部文書は使用済みの裏面を利用する
- ③ ミスコピー防止を心がける
- ④ 古紙配合率の高い再生紙の購入
- ⑤ 印刷物は簡素化し、適正部数作成する

(4) 3 R の推進

- Reduce 余計なものは購入せず、ごみを減量する
- Reuse 使えるものは再利用する
- Recycle ごみの分別・リサイクルの徹底

(5) 環境にやさしい製品の利用と購入総量の削減

物品の調達にあたっては、以下の項目に留意することとします。

- ①事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達数量を必要最小限とすること。
- ②物品の選択にあたり、価格や品質に加え、環境保全や環境負荷の低減に配慮したものとして次に掲げることを考慮すること。
 - (ア) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
 - (イ) 資源やエネルギーの消費が少ないこと
 - (ウ) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
 - (エ) 再生された素材や部品を多く利用していること
 - (オ) 長期使用、再使用及びリサイクル等が可能であること
 - (カ) 廃棄の際に処理や処分が容易なこと
- ③調達した物品等の使用に当たっては、長期使用、適正使用及び廃棄時の分別等に留意し、環境への負荷が着実に提言するよう努めるものとする。
- ④別紙1・2に環境物品調達を推進する品目を定める。調達の際は、環境に配慮した物品に関する情報を、商品カタログのほか、インターネット等を通じて情報を入手して、エコマーク、グリーンマーク商品を購入することとする。以下はデータベースの一例です。
 - ・グリーン購入ネットワーク GPN データベース
 - ・日本環境協会 エコマーク製品情報データベース
 - ・環境省 環境ラベル等データベース

(6) 再生可能エネルギーの活用推進及び省エネ設備への改修

- ・公共施設に太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの利活用を積極的に行う。
- ・公共施設の省エネ設備導入を推進する

IV. 温室効果ガスの総排出量の把握

1. 排出量の算定対象と算定方法

ガスの種類	排出内容	算定方法
二酸化炭素 (CO ₂)	暖房用器具・公用車・ボイラー 排水ポンプ・調理・給湯等の燃料	燃料使用量×排出係数
	電気の使用	電気使用量×排出係数
メタン (CH ₄)	自動車の走行	自動車の走行量×排出係数
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	自動車の走行量×排出係数

各温室効果ガスの排出量の算定は次式により行います。

$$\text{各温室効果ガスの排出量} = \Sigma \{ (\text{活動の区分ごとの排出量}) \}$$

(活動の区分について和をとる)

温室効果ガスの総排出量の算定は次式により行います。

$$\text{各温室効果ガスの排出量} = \Sigma \{ (\text{活動の区分ごとの排出量}) \} \times (\text{地球温暖化係数})$$

(温室効果ガスの区分について和をとる)

なお、排出係数については、計画期間中は基準年度のものを使用して算定し、削減状況を把握することとする。排出量の年度計については、最新の排出係数でも算定を行うこととします。

2. 活動区分ごとの温室効果ガス排出係数

温室効果ガスの種類	活動区分		排出係数 (平成22年3月施行令改正時)
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼	ガソリン(kg-CO ₂ /ℓ)	2.32
		灯油(kg-CO ₂ /ℓ)	2.49
		軽油(kg-CO ₂ /ℓ)	2.58
		A重油(kg-CO ₂ /ℓ)	2.71
		液化天然ガス(LPG)(kg-CO ₂ /kg)	3.00
	電気の使用	電気	環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数
メタン(CH ₄)	自動車の走行(kg-CH ₄ /km)	ガソリン	普通・小型自動車 0.000010
			軽自動車 0.000010
			普通貨物車 0.000035
			小型貨物車 0.000015
			軽貨物車 0.000011
			特殊用途車 0.000035
		軽油	普通・小型自動車 0.000002
			普通貨物車 0.000015
			小型貨物車 0.0000076
			特殊用途車 0.000013
	自動車の走行(kg-N ₂ O/km)	ガソリン	普通・小型自動車 0.000029
			軽自動車 0.000022
			普通貨物車 0.000039
			小型貨物車 0.000026
			軽貨物車 0.000022
			特殊用途車 0.000035
		軽油	普通・小型自動車 0.000007
			普通貨物車 0.000014
			小型貨物車 0.000009
			特殊用途車 0.000025

活動区分ごとの温室効果ガス排出係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	21
一酸化二窒素(N ₂ O)	310

V. 実行計画の推進体制

1. 温暖化対策推進員等

別表のとおり温暖化対策推進員、推進管理者、推進統括者を定める。

実行計画の管理に関する庶務は環境課が担当する。

2. 業務

(1) 温暖化対策推進員

- ・実行計画の取り組み状況を点検し、推進管理者へ適宜報告すること。
- ・実行計画の取り組みが十分でないと判断したときは所属員に必要な指示を行い、計画の着実な推進を図ること
- ・各課所有の各車両の走行距離について毎月に把握し、推進管理者、庶務係の求めがあった場合は報告すること。
- ・グリーン購入を推進する重要調達品目の購入状況を把握し、各課で購入した品目、調達日、数量等についての様式1を作成すること。年度毎に取りまとめ、庶務係（環境課）へ報告すること
- ・活動量報告書（様式2）を年度毎に取りまとめ、庶務係（環境課）へ報告すること。
(省エネ法に基づき、燃料使用量・自動車走行量等の活動量の報告を行っている課、出先機関については様式2の提出は不要)

(2) 温暖化対策推進管理者

- ・推進員からの報告をもとに、数値目標の適合性について監視すること
- ・推進統括者から指示があった場合、または数値目標に対して未達成が予想される場合は、推進員に対して改善のための必要な指示すること
- ・実行計画の取り組み状況を把握するため、必要に応じて実地調査を行うこと

(3) 温暖化対策推進統括者

- ・実行計画の取り組み状況を把握するため、必要に応じて推進管理者に報告を求めるこ
- と
- ・数値目標に対して未達成が予想される場合、当該推進管理者に対して改善するよう指
- 示すること

(4) 庶務（環境課）

- ・各推進員からの調査票を取りまとめ、推進統括者に報告すること
- ・集計結果等を広報「なんこく」、市ホームページ等で公表すること
- ・インターネットで職員へ報告すること

別表

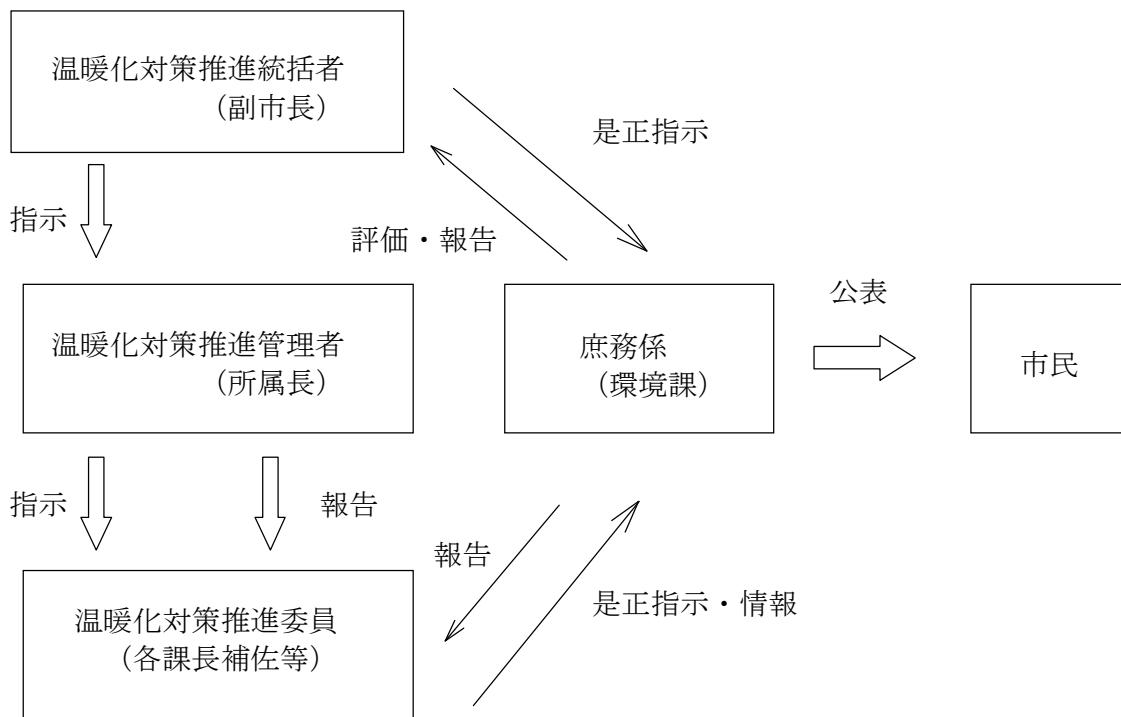
所属課など	温暖化対策推進員	温暖化対策 推進管理者	温暖化対策 推進統括者	備考		
総務課	総務課長補佐	総務課長	副市長			
中央市民館	中央市民館長					
南部市民館	南部市民館長					
危機管理課	危機管理係長	危機管理課長				
財政課	財務課長補佐	財務課長				
企画課	企画課長補佐	企画課長				
秘書室	秘書広報係長					
税務課	税務課長補佐	税務課長				
市民課	市民課長補佐	市民課長				
長寿支援課	長寿支援課長補佐	長寿支援課長				
保健福祉センター	保健福祉センターワンダーランド	保健福祉センター所長				
環境課	環境係長	環境課長				
農林水産課	農林水産課長補佐	農林水産課長				
商工観光課	商工観光課長補佐	商工観光課長				
建設課	建設課長補佐	建設課長				
地籍調査課	地籍調査係長	地籍調査課長				
都市整備課	都市整備課長補佐	都市整備課長				
福祉事務所	福祉事務所次長	福祉事務所長				
学校教育課	学校教育課長補佐	学校教育課長				
大篠小学校	大篠小学校長					
三和小学校	三和小学校長					
稻生小学校	稻生小学校長					
十市小学校	十市小学校長					
日章小学校	日章小学校長					
大湊小学校	大湊小学校長					
後免野田小学校	後免野田小学校長					
岡豊小学校	岡豊小学校長					
岡豊小学校 希望ヶ丘分校						
長岡小学校	長岡小学校長					
国府小学校	国府小学校長					
久礼田小学校	久礼田小学校長					
奈路小学校	奈路小学校長					
白木谷小学校	白木谷小学校長					
香長中学校	香長中学校長					
香南中学校	香南中学校長					
鳶ヶ池中学校	鳶ヶ池中学校長					
北陵中学校	北陵中学校長					
北陵中学校 希望ヶ 丘分校						
生涯学習課	生涯学習課長補佐	生涯学習課長	子育て支援課長			
少年育成センター	少年育成センター所長					
図書館	図書館長					
子育て支援課	子育て支援課長補佐					
長岡西部保育所	長岡西部保育所長					
国府保育所	国府保育所長					
久礼田保育所	久礼田保育所長					
あけぼの保育所	あけぼの保育所長					
大湊保育所	大湊保育所長					

明見保育所	明見保育所長	
里保育所	里保育所長	
南児童館	子育て支援課長	
西部児童館	西部児童館長	
東部児童センター	東部児童センター所長	
若草児童館	若草児童館長	
たちばな幼稚園	たちばな幼稚園長	
会計課	会計課長補佐	会計課長
上下水道局	上下水道局次長	上下水道局長
議会事務局	議会事務局次長	議会事務局長
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局 次長	選挙管理委員会事務 局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局係長	農業委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長	監査委員事務局長
情報政策課	情報政策課長補佐	情報政策課長
消防本部	消防本部総務課長	消防本部消防長
北部出張所	北部出張所長	

VI. 実行計画の推進と点検・評価

1. 点検と評価

温暖化対策推進員・推進管理者・推進統括者が連携して計画を推進し、調査票（様式第1号・2号）により点検・評価を行います。



2. 点検結果の公表

点検結果は以下の方法で定期的に公表し、職員に周知します。

職員に対しては、計画の達成状況を把握して取組内容の再認識を促し、より積極的な温暖化対策に向けた取組につなげます。また、行政の取組を公表することで、事業者や市民等に対しても温暖化対策に向けた取組を促すことが期待されます。

- 「広報なんこく」による公表
- 「南国市の環境」による公表
- 市ホームページに掲載

VII. 改善に向けての見直し

年度ごとの点検結果をふまえて、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととし、計画期間終了後は大幅な見直しを行います。南国市エコプラン実行計画やその他市の地球温暖化対策施策全体との整合性を確認し、実情にあった取り組みを実施します。